令和２年１１月

かずさ水道広域連合企業団議会
定例会会議録

かずさ水道広域連合企業団

令和2年11月
かずさ水道広域連合企業団議会定例会会議録

○招集年月日　　令和２年１１月１６日
○招集の場所　　かずさ水道広域連合企業団議場
○開会の日時　　令和２年１１月１６日　　午後２時００分
○閉会の日時　　令和２年１１月１６日　　午後３時５６分
○出席議員

１番	村田　稔君	２番	佐藤麗子君
３番	笹生　猛君	４番	佐久間　勇君
５番	石井志郎君	６番	須永和良君
７番	磯貝　清君	８番	鴇田　剛君
９番	竹内伸江君	１０番	座親政彦君
１１番	近藤　忍君	１２番	斉藤高根君
１３番	川名寛章君		

○出席説明者

広域連合企業長	渡辺芳邦君	副広域連合企業長	高橋恭市君
事務局長	松上晴彦君	技師長	渡邉浩司君
参事(総務企画課長)	平野和之君	参事(業務課長)	中畑浩治君
経理課長	小泉貴志君	工務１課長	吉岡保彦君
工務２課長	高木勝義君	浄水１課長	鮎川正弘君
浄水２課長	石井秀幸君	工務２課副技監	星野　誠君
総務企画課副課長	大海眞美君	工務２課副課長	藤村浩隆君
浄水２課副課長	一色崇史君	総務企画課主幹	林　豊君
業務課主幹	増田政弘君	経理課主幹	山中利幸君

監査委員　多田　賢君

○出席事務局職員

議会事務局長	安田和宏	書記	滿園弘美
書記	山田　誠		

○議事日程

日程第１　議席の指定
日程第２　副議長の選挙
日程第３　会期の決定
日程第４　会議録署名議員の指名
日程第５　議案等の上程
議案第１号 令和２年度かずさ水道広域連合企業団水道事業会計補正予算

（第１号）

議 案 第 ２ 号 かずさ水道広域連合企業団職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議 案 第 ３ 号 かずさ水道広域連合企業団水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

議 案 第 ４ 号 令和元年度かずさ水道広域連合企業団水道事業会計決算の認定について

議 案 第 ５ 号 監査委員の選任について

報 告 第 １ 号 令和元年度かずさ水道広域連合企業団水道事業会計予算繰越計算書について

報 告 第 ２ 号 令和元年度かずさ水道広域連合企業団水道事業会計決算に基づく資金不足比率について

日 程 第 ６　広域連合企業長の提案理由説明

日 程 第 ７　議　案　審　議

○議事日程に付した事件　議事日程のとおり

開　　会

（令和2年 11月 16日　午後2時00分）

議長（磯貝 清君） これより令和２年１１月かずさ水道広域連合企業団議会定例会を開会いたします。本日の出席議員は１３名ですので、定足数に達しております。

ここで、本議会を６名の方から傍聴したいとの申し出があり、議長においてこれを許可しましたので、御了承願います。それでは、傍聴人を入場させます。

（傍聴人　入場）

議事日程について申し上げます。これからの議事は、皆様のお手元に配付いたしております日程表に基づいて、進行させていただきます。

なお、本会議での発言は、感染症対策のため、全て着座でお願いいたします。

また、議案説明のため、地方自治法第１２１条の規定により、広域連合企業長、副広域連合企業長、及び事務局長ほか、事務局職員の出席を求めましたので、御了承願います。

なお、本日の事務局出席者については、座席表をお手元に配付してございますので、御参照ください。

諸　般　の　報　告

議長（磯貝 清君） 日程に入るに先立ちまして、諸般の報告をいたします。

船田兼司君には、３月３１日に、議員を辞職され、後任の議員に、君津市議会から、鴇田剛君が、 渡辺　務君には、任期満了により４月２４日に議員を退任され、後任の議員に、富津市議会から、佐久間勇君が、江野澤吉克君には、６月２３日に、議員を辞職され、後任の議員に、千葉県議会から、川名寛章君が、副議長でありました前田美智江君また、在原直樹君、笹生典之君には、任期満了により１１月２日に議員を退任され、後任の議員に、袖ケ浦市議会から、村田　稔君、佐藤麗子君、笹生　猛君が、かずさ水道広域連合企業団規約第９条第３項の規定により就任されました。

ここで、このたび就任されました議員を御紹介いたします。起立のうえ、紹介された議員は、黙礼をお願いいたします。

議長(磯貝　清君) 鴇田　剛君

議員(鴇田　剛君) （黙礼）

議長(磯貝　清君) 佐久間勇君

議員(佐久間勇君) （黙礼）

議長(磯貝　清君) 川名寛章君

議員(川名寛章君) （黙礼）

議長(磯貝　清君) 村田　稔君

議員(村田　稔君) （黙礼）

議長(磯貝　清君) 佐藤麗子君

議員(佐藤麗子君) （黙礼）

議長(磯貝　清君) 笹生　猛君

議員(笹生　猛君) （黙礼）

議長(磯貝　清君) 次に、監査委員から、地方自治法第２３５条の２規定による例月出納検査の結果について報告がありました。お手元に写しを配付しておきましたので、御了承願います。

議長(磯貝　清君) 諸般の報告は、以上であります。

議　席　の　指　定

議長(磯貝　清君) これより日程に入ります。日程第１、議席の指定を行います。

議席は、ただ今、御着席の氏名標のとおり指定いたします。

副　議　長　の　選　挙

議長(磯貝　清君) 日程第２、副議長の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第１１８条第２項の規定により、指名推選の方法によりたいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長(磯貝　清君)御異議ないものと認めます。よって、選挙の方法は、指名推選に決定いたしました。

議長(磯貝　清君)副議長の推選について意見を求めます。

議員(石井志郎君)議長。

議長(磯貝　清君)はい。石井志郎君。

議員(石井志郎君)副議長につきましては、佐藤麗子議員を御推選いたします。

議長(磯貝　清君)ただ今、佐藤麗子君に、副議長への御推選がございました。

お諮りいたします。

佐藤麗子君を副議長の当選人と決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(磯貝　清君)御異議ないものと認めます。ただ今、御推選のありました佐藤麗子君が副議長に当選いたしましたので、告知いたします。

議長(磯貝　清君)それでは、副議長に当選されました佐藤麗子君に御挨拶をお願いいたします。

副議長(佐藤麗子君)ただ今、皆様方の御推挙によりまして、副議長という要職を担うことになり、身の引き締まる思いでございます。微力ではございますが、議長の補佐役として議会の適正かつ円滑な運営に寄与できますよう努力してまいりますので、格段の御支援、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

会　期　の　決　定

議長(磯貝　清君)日程第３、会期の決定を行います。

お諮りいたします。

本定例会の会期を本日一日限りとすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(磯貝　清君)はい。御異議ないものと認めます。よって、会期は本日一日限りと決定いたしました。

会 議 録 署 名 議 員 の 指 名

議長(磯貝　清君)日程第４、会議録署名議員の指名をいたします。

本件につきましては、かずさ水道広域連合企業団議会会議規則第９７条の規定により、議長において指名をいたします。

議長(磯貝　清君)会議録署名議員に、議席番号３番、笹生　猛君、議席番号１０番、座親政彦君を指名いたします。

広 域 連 合 企 業 長 あ い さ つ

議長(磯貝　清君)次に、広域連合企業長から招集の御挨拶があります。

広域連合企業長(渡辺芳邦君)　議長。

議長(磯貝　清君)はい、渡辺広域連合企業長。

広域連合企業長(渡辺芳邦君)皆さん、こんにちは。着座にて御挨拶を失礼いたします。本日、ここに令和２年１１月、かずさ水道広域連合企業団議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様方におかれましては、新型コロナウィルス感染症の感染拡大の防止に取り組まれるなど、大変お忙しいところ、御出席を賜り、誠にありがとうございます。

昨年４月に、当企業団が事業を開始してから、１年７ヶ月が経過いたしました。昨年の台風により大きな被害を受けたことから、今年度は防災・減災対策について、職員が一丸となって、鋭意、取り組むとともに、引き続き、統合広域化基本計画に基づく施設整備を推進して参りますので、議員の皆様方におかれましては、より一層の御支援、御協力を賜りますようお願いいたします。

本日提案いたします案件は、議案が５件、報告が２件、合わせまして７件でございます。議案の細部につきましては、後ほど提案理由説明の際に申し上げることといたしますが、十分、御審議をいただきますようお願い申し上げまして、招集の挨拶といたします。

どうぞよろしくお願いいたします。

議　　案　　等　　の　　上　　程

議長(磯貝　清君)日程第５、議案等の上程を行います。議案第１号から議案第５号、及び報告第１号から報告第２号までを一括上程いたします。議案はお手元に配付いたしましたとおりでございます。

広 域 連 合 企 業 長 の 提 案 理 由 説 明

議長(磯貝　清君)日程第６、広域連合企業長の提案理由説明に入ります。広域連合企業長に提案理由の説明を求めます。

広域連合企業長(渡辺芳邦君)はい、議長。

議長(磯貝　清君)広域連合企業長、渡辺芳邦君。

広域連合企業長(渡辺芳邦君)それでは、本日提案いたします、議案等の概要につきまして、御説明を申し上げます。

今議会に提出いたしました議案は５件でございます。

内容といたしまして、「令和２年度 水道事業会計補正予算」として、業務委託について債務負担行為を設定しようとするもの、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正しようとする条例案、令和元年度決算における未処分利益剰余金の処分、令和元年度水道事業会計決

算の認定、監査委員の選任でございます。

また、２件の報告がございます。

一つめは、令和元年度水道事業会計予算繰越計算書について、二つめは、令和元年度決算に基づく資金不足比率についてでございます。

以上が、本日の議案等の概要でございますが、詳細につきましては、事務担当者が説明いたしますので、よろしく御審議くださるよう、お願いいたします。

議　案　審　議

議長（磯貝　清君）日程第７、議案審議を行います。

議長（磯貝　清君）議案第１号を議題といたします。事務局長に補足説明を求めます。

事務局長（松上晴彦君）議長。

議長（磯貝　清君）はい。事務局長松上晴彦君。

事務局長（松上晴彦君）議案第１号「令和２年度かずさ水道広域連合企業団水道事業会計補正予算（第１号）」の補足説明をいたします。

議案書１ページをお開きください。第１章の水道事業でございます。第１条は、総則でございます。第２条は、債務負担行為を追加しようとするものでございまして、表に記載のとおり「富津市域水道施設運転管理業務委託」と、「袖ケ浦市域水道施設運転管理業務委託」の２件を新たに設定しようとするものでございます。これらは、令和３年度から令和５年度までの３か年契約による浄水場運転管理業務委託ですが、現在の受託業者以外の業者が新たに受託することになった場合、令和３年４月１日の業務開始前に引継、習熟の期間を設ける必要があるということを考慮いたしますと、令和２年度中に契約を締結する必要がありますので、今回の補正計上したものでございます。なお、昨年の当初予算要求時には、引継期間の見極めができていなかったという理由で、今回の補正予算要求となりました。

５ページには、「債務負担行為に関する調書」を掲載しております。

説明は以上でございます。

よろしく御審議くださいますよう、お願いいたします。

議長（磯貝　清君）補足説明が終わりましたのでこれより質疑を行います。質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（磯貝　清君）ないものと認め、質疑を打ち切ります。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（磯貝　清君）ないものと認め、討論を打ち切ります。

これより、議案第１号について採決を行います。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手全員）

議長（磯貝　清君）挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長(磯貝　清君) 議案第２号を議題といたします。事務局長に補足説明を求めます。

事務局長(松上晴彦君) 議長。

議長(磯貝　清君) はい。事務局長松上晴彦君。

事務局長(松上晴彦君) はい。続きまして、議案第２号の説明をさせていただきます。議案第２号「かずさ水道広域連合企業団職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」の補足説明でございます。

議案書の７ページをお開き願います。この改正は、育児休業を与える非常勤職員の要件、育児休業期間の設定についての規定に関するものでございます。現在の条例におきましては、広域連合企業長が管理規程で要件を設定するということになっておりますが、これは、前回の議会に諮る条例案を調整している時点で、構成団体が具体的な要件設定を検討している最中であったということから、暫定的措置として、委任規定の形で条文化をいたしました。その後、各構成団体では総務省のガイドラインに基づいて条例等で要件設定が行われたということで、当企業団の条例もそれに合わせるように記述をしようとするものでございます。なお、条例中、非常勤職員とありますが、これは会計年度任用職員や任期付き職員の一部などが含まれるということであります。

説明は以上でございます。

よろしく御審議くださるよう、お願いいたします。

議長(磯貝　清君) 補足説明が終わりましたのでこれより質疑を行います。質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長(磯貝　清君) はい。ないものと認め、質疑を打ち切ります。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長(磯貝　清君) はい。ないものと認め、討論を打ち切ります。

これより、議案第２号について採決を行います。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手全員）

議長(磯貝　清君) はい。挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長(磯貝　清君) 議案第３号を議題といたします。事務局長に補足説明を求めます。

事務局長(松上晴彦君) 議長。

議長(磯貝　清君) はい。事務局長松上晴彦君。

事務局長(松上晴彦君) 議案第３号「かずさ水道広域連合企業団水道事業会計未処分利益剰余金の処分について」の補足説明をいたします。

議案書９ページをお開きください。この案は、令和元年度決算における未処分利益剰余金を処分するに当たって、地方公営企業法第３２条第２項の規定により、議会の議決を得ようとするものでございます。

１１ページをお開き願います。表の１は水道事業の部、２は水道用水供給事業の部の処分計算書となります。まず、１の水道事業の部から説明をさせていただきます。水道事業では、表の右の列、「未処分利益剰余金」の当年度末残高は、１８億９,４７８万５，３８３円です

が、このうち９億３,５０１万２，３５６円を、議会の議決を得て処分しようとするものでございます。その内訳ですが、３行目、減債積立金へ２億１,０１１万８，８１１円、４行目、建設改良積立金へ５億８,１１７万９，８０４円、５行目、資本金への組入といたしまして１億４，３７１万３，７４１円でございます。

恐れ入りますが、お机の上の議案書に挟み込ませていただきました「議案第３号関係」と書かれましたペーパーを御覧ください。こちらの方で詳細を説明させていただきます。各セグメントの状況をこちらの方に記載させていただいております。上の表が、市域別ごとの未処分利益の状況となります。下の表が、積立金の処分に関するセグメントごとの方法とその根拠を記載させていただきました。まず、積立金の処分についてご説明いたしますので、下の表でございます。利益処分については、当面の間は各市域セグメントの状況を勘案して行うとされており、木更津市域は今後の更新事業の増加に備えるということで建設改良積立金に、君津市域は企業債償還金の財源確保をするということで減債積立金に、袖ケ浦市域は木更津市と同様、建設改良積立金とするものでございます。なお、富津市域につきましては未処分のまま繰越をしようとするものです。次に資本金への組入でございますが、これは、会計制度が平成２６年度に見直しがございまして、積立金を実際に使った場合にはですね、使った後の金額がもう一度、再度、未処分利益の扱いに戻ります。今回の処分案では君津市が該当いたします。既に積立金を使っていますので、現金の裏付けがありません。そこで経理上、一般的な手法ということで資本の方に組み入れを行う。経理処理上のですね、計上されていた場所が変わるということでございます。富津市域につきましては、裏面２ページに記載がございます。令和元年度の純利益である未処分利益剰余金は１億９，４２０万３７１円。これに統合前から保有されておりました未処分利益剰余金７億６，５５７万２，６５６円の合計９億５，９７７万３，０２７円については、令和２年度予算の純利益が統合時の計画値を下回っているということで、この状況はですね、今後料金改定等を行わない限り、状況の変化は無いであろうということからですね、積み立てはいたしませんで、未処分のまま繰越を行う、そのような内容の議案となっております。

表面１ページにお戻りください。この結果、上の表の右端、繰越利益剰余金の水道事業の計の欄にありますとおり、次年度に９億５,９７７万３，０２７円を繰り越すという記載になっております。この金額は富津市セグメントの状況でございます。

恐れ入りますが、議案書１１ページにお戻りください。２番の水道用水供給事業の部でございますが、表の構成は、水道事業と同じでございます。当年度末の未処分利益剰余金残高が２４億２，０４２万９,０２７円、このうち２２億２,０４２万９,０２７円を処分しようとするものでございます。内訳は、減債積立金に８億１,７３２万３,０２９円、建設改良積立金に３億５,５２３万３,４４６円、資本金への組入としまして１０億４,７８７万２,５５２円となっております。これは、まず企業債償還金に必要な財源の確保と、将来の更新事業等の増加に備えるということで建設改良積立をしております。そのうえで、次年度以降の財政収支を勘案しまして２億円を未処分のまま繰り越しをしようとするものでございます。

説明は、以上でございます。

よろしく御審議くださいますよう、お願いいたします。

議長（磯貝　清君）補足説明が終わりましたのでこれより質疑を行います。質疑はございませんか。

議員（須永和良君）はい。

議長（磯貝　清君）須永和良君。

議員（須永和良君）未処分利益剰余金を繰越利益剰余金に計上していない君津市セグメントは、この先もそういう黒字が続くという理解をしておいてよろしいでしょうか。

参事（総務企画課長）（平野和之君）はい。議長。

議長（磯貝　清君）総務企画課参事平野和之君。

参事（総務企画課長）（平野和之君）君津市セグメントにつきましては、令和２年度は黒字で見込んでおります。また、令和３年度につきましても、現在、予算編成中でございますが、君津市につきましては、平成２８年度に料金改定をいただいておりますので、このまま令和４年度まではですね黒字が続くのではないかということで考えております。

議長（磯貝　清君）他にいかがですか。

（「なし」の声あり）

議長（磯貝　清君）はい。ないものと認め、質疑を打ち切ります。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（磯貝　清君）ないものと認め、討論を打ち切ります。

これより、議案第３号について採決を行います。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手全員）

議長（磯貝　清君）挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長（磯貝　清君）議案第４号を議題といたします。事務局長に補足説明を求めます。

事務局長（松上晴彦君）議長。

議長（磯貝　清君）はい。事務局長松上晴彦君。

事務局長（松上晴彦君）議案第４号「令和元年度かずさ水道広域連合企業団水道事業会計決算の認定について」の説明でございます。

これにつきましては、お手元に配布させていただきました資料のうち、別冊で、A３横版の「令和元年度かずさ水道広域連合企業団水道事業会計決算の概要」という資料がございます。こちらは、決算書から重要な部分を抜粋させていただきました。これに沿って説明をさせていただきます。

昨年１月に設立されました当企業団は、令和元年度が事業初年度になります。事業の運営は、平成２９年に策定されました「君津地域水道事業統合広域化基本計画」に沿って行っております。この計画は、安定給水、技術継承、事業経営に関する課題の解決に向けまして、施設の耐震化、管理体制の効率化、財政基盤の強化を中心に取組を行うこととされております。昨年度は、大寺浄水場新管理本館の築造、遠方監視制御設備の更新、君津市白駒、富津市亀田・竹岡のポンプ設備の更新、老朽管３３ｋｍの更新、また、市域をまたいで水道水を供給するための連絡管布設工事などを実施いたしました。また、統合に当たって組織の簡素化を進め、統合前は１６８人が配置をされておりましたが、新体制では１２人が削減されております。なお、本日現在はさらに少ない１５５名体制となっております。ただ、職員の約６割が基本的に２、３年で交代する県や市からの派遣職員ということで、今後は、組織を安定的に運営する必要があるということで、企業団採用の職員の割合を増やしていく必要があると考えております。財源の確保に関しましては、企業債への依存度を下げるということで、一般会計からの出資金を受け入れるほか、国庫補助制度の積極的な活用に努めております。

昨年度は、全体で約１１億３千万円の外部資金を受けることが出来ました。

２ページをお開きください。（１）「収益的収入及び支出」でございます。第１款水道事業収益は、ゴシック太文字が決算額で、１０６億７，２７８万２，７２５円、予算額に比べますと２億６，０３７万４，２７５円の減ですが、執行率は約９８％で予定通りの執行となっております。収益の内訳は、第１項の営業収益が、９２億１０２万７，９６８円で、内容は右側の説明欄の方にありますが、約８割は給水収益となります。その他、消火栓維持管理負担金、開閉栓・給水装置工事申請手数料、それから下水道使用料・徴収受託業務を含めているということで、その受託料などでございます。第２項の営業外収益でございます。１４億７，１７５万４，７５７円で、内容は、加入金のほか、配当金、営業助成補助金等の他会計補助金となります。なお、「長期前受金戻入」というものがあります。これは平成２６年度の会計制度が改正されまして、その際に、補助金や交付金は、まず負債に一旦計上します。そしてその後、減価償却費を計上する都度、その見合いの額を負債から収益にもってくるという会計ルールがあり、そちらの方に載っている数値はその計算結果ということになります。予算額との主要な差でございますが、まず加入金でございます。これは予算に比べて１億４千万円ほど少なかった。理由は、予算計上時は、それまでの実績で予算計上を行いましたが、令和元年度は予定どおりのですね、加入金の収入がなかったということが基礎となっております。第３項の特別利益はございません。

次に、「支出」でございます。第１款の水道事業費用決算額は ９４億２，５９９万１，７４７円、不用額は、５億３，２６９万４，２５３円、執行率は約９５％です。内訳ですが、第１項の営業費用、こちらが８９億２，８６８万６，７５７円でございます。その主な内容ですけれども、用水供給事業からの水を買ったという受水費、人件費、検針・料金徴収や運転管理業務などの委託料。その他、漏水修繕、給水メーター交換、動力費、減価償却費などで構成されております。なお、不用額の主なものは、修繕費と職員給与費及び委託料の執行残となっております。次に、第２項の営業外費用、４億８，４７０万７，８５１円で、これは、企業債の支払利息と消費税の納付額でございます。第３項の特別損失 １，２５９万７，１３９円です。その内容ですが、過年度分の水道料金を軽減したということで、過年度分損益修正損と、それから期末勤勉手当に係る引当金の計上分でございます。これは４条職員に関する投資的経費の方の予算で措置をされている職員の期末勤勉手当に支払う引当金で、計上する会計処理方法が２通りありますが、各事業体で扱いが違っていました。それを昨年度一本化するということで、その際に調整する必要がある金額が発生したものでございます。第４項の予備費の執行はございません。この結果、収益的収支の差引額は １２億４，６７９万９７８円、税引き後の当年度純利益は ９億８，５４９万８，９８６円となっております。

３ページをお開きください。（２）の「資本的収入及び支出」でございます。こちらからは投資的経費となります。収入につきましては、第１款の資本的収入は、決算額は ２７億９，４９９万５，７２９円で、執行率は約９１％です。内訳ですが、第１項の企業債、１５億８，８００万円、第２項の出資金、統合広域化基本計画に基づきまして四市の一般会計から５億３２２万２，０００円を出資いただいたというものです。第３項の国庫補助金、５億６，８１９万１千円。こちらは厚生労働省所管の生活基盤耐震化等交付金となっております。第４項の県補助金は５７７万５千円で、こちらは未普及地域解消事業交付金となります。第５項の他会計補助金、４，３８１万８，０２６円。これは市の補助制度で高料金対策事業補助金の収入でございます。第６項の負担金、８，５９８万９，７０３円は各種工事の

負担金ということで、私達ども以外の事業体が工事を行う際に水道管等の工事をする必要があった際に負担金を頂戴するという性格のものです。なお、企業債が予算額を下回っておりますが、起債対象工事の入札差金分や予定工事の一部取り止めによって生じたものです。

次に「支出」、第１款の資本的支出でございます。決算額は、５４億２，８２３万９，８９５円でございます。翌年度繰越５，５１７万６千円が発生しましたので、不用額は７億１９７万２，１０５円、執行率は約８８％となります。内訳としましては、第１項の建設改良費３７億２，８９６万２，１５３円は、老朽管更新や配水区域の統合のための連絡管布設工事の費用です。不用額は、入札差金と予定工事の一部取り止めなどで生じたものです。第２項の企業債償還金は、１６億９，５３６万１，０３５円でございます。第３項の国庫補助金返還金及び第４項県補助金返還金でございますが、これはいずれも消費税及び地方消費税の精算に伴う返還金でございます。第５項の予備費の執行はございません。なお、資本的支出額に対しまして資本的収入額が約２６億円不足するという形になっておりますが、この不足分は、損益勘定留保資金、当年度分の消費税及び地方消費税資本的収支調整額、減債積立金、つまり内部留保になっている資金で補てんしました。

４ページをお開きください。水道用水供給事業でございます。（１）の「収益的収入及び支出」のうち、収入ですが、第１款の水道事業収益は、決算額６８億２，２２２万５，１１８円で執行率は９９％以上となっております。内訳は、第１項の営業収益が、６４億８，７２１万８，３２１円で、大部分が給水収益となります。この他に水質検査手数料が含まれております。第２項の営業外収益でございますけれども、３億３，５００万６，７９７円で、内容は、受取利息及び配当金、児童手当に充当する他会計補助金、長期前受金戻入、雑収益として、福島原子力発電所事故による賠償金等でございます。なお、予算額に対し決算額が１，２００万円ほど増加しておりますが、これは、福島原発事故による賠償金及び亀山・片倉ダム負担金の精算に伴う返還金です。

次に、「支出」でございます。第１款の水道事業費用、決算額は ５５億９，４１４万３，３４５円でございます。不用額は４億３４２万４，６５５円、執行率は約９３％となります。内訳は、第１項の営業費用が、５２億７，８３１万２，１９１円で、その主なものは、人件費、浄水場の運転管理などの委託料、施設・設備の修繕費、電気代などの動力費、浄水薬品費、亀山・片倉ダム維持管理費等負担金、減価償却費となります。なお、不用額の主なものは、動力費、修繕費及び委託料の執行残でございます。第２項の営業外費用となります。３億７７９万８，８７８円。内容は、企業債の支払利息と消費税及び地方消費税の納付額でございます。第３項の特別損失は８０３万２，２７６円で、昨年９月の台風により破損した設備等の更新に伴う除却損と、期末勤勉手当に係る引当金計上分です。なお、決算額が予算額を超えている部分がございます、特別損失ですが、最終的に現金の支出を要する経費分につきましては全て予算の範囲内にありますので、財務管理上の問題はございません。第４項の予備費の執行はございません。以上、収支差引額は １２億２，８０８万１，７７３円、税引き後の当年度純利益は １０億５，４８７万５，１１９円でございます。

次に、（２）の「資本的収入及び支出」、投資的経費でございます。収入として第１款の資本的収入では、決算額は、４億１，３６２万円で、予算額に対しまして、４億７８０万円の減となっております。執行率は約５０％です。この内訳ですが、第１項の企業債が４億円で、財政融資資金による建設改良事業債でございます。なお、この減少幅ですが、建設改良工事やダム負担金等の執行残の状況、内部留保資金残高を勘案して、発行額を少なく圧縮したものの結果でございます。第２項の出資金でございます。１，３６２万円は、構成団体か

らの出資金ということで、繰出対象である耐震化工事の設計精査及び入札差金があったということで、結果、出資金も減ったということです。

支出でございます。第１款の資本的支出です。決算額は ３１億４，９５０万８，３００円で、８億８，８６７万５００円の翌年度繰越額が発生しました関係で、不用額は、５億５，８０１万９２０円でございます。執行率は約６９％となっております。この内訳ですが、第１項の建設改良費が２１億１６３万５，７４８円で、その主なものは、施設の耐震化工事等となっております。不用額は、主に、工事の入札差金及び亀山・片倉ダム負担金の減額などによるものです。第２項の企業債償還金は １０億４，７８７万２，５５２円です。この結果、資本的収入額が支出に対し、２７億３，５８８万８，３００円不足しますが、内部留保資金、減債積立金などで補てんしました。

以上が、水道用水供給事業の決算の概要でございます。

６ページをお開きください。こちら「１業務量」となります。水道事業におきましては、年間総有収水量３千２５５万７，６８７㎥、１日平均有収水量８万８，９５５㎥、給水戸数１３万４，７２６戸、給水人口３２万３８４人でございます。また、水道用水供給事業では、年間総有収水量４千９３３万７，１２３㎥、１日平均有収水量１３万４，８０１㎥となります。水道事業では、年間の有収水量が、前年度比で１．２５％減となりました。これは、給水戸数が前年比１％減になった結果との連動及び台風被害に伴う長期断水の影響と見込んでおります。なお、水道料金収入は約２％増となりましたが、これは料金改定の効果、それから消費税率の引き上げの影響と見ることができます。

水道用水供給事業でございます。年間の総有収水量が、前年度比０．４３％の減となりました。四市の使用水量の減少に対して、数字が小さくなっているのは県企業局への供給水量が増えましたので、合計すると縮小幅が圧縮されたということでございます。下の表にあります給水料金収入は１％増加しましたが、これは消費税率の引き上げの影響と見ております。

次の「２収益的収支（３条予算）」から、７ページ左側の「３資本的収支（４条予算）」は、前年度決算との比較を行ったものでございます。表の一番右の列、「前年度比較」で、増減幅の大きい項目を説明させていただきます。まず、「２収益的収支（３条予算）」の「（１）水道事業の部」です。上段の水道事業収益が、前年度に比べまして、８億８，３８４万７，７５４円の減少となっております。これは、統合化に向けた休止資産の整理に伴い、平成３０年度の統合直前の年度におきましては、長期前受金戻入を１０億円余りが計上された結果、営業外収益が増大したということでございます。令和元年度ではそのような処理がないということで、９億７３２万９，３８９円の減少となっております。次に、下の行の水道事業費用、２９億１，１０８万２９７円の減少です。主なものは、下から３行目の特別損失２６億５，２６３万１，００９円の減少です。これも、統合化に向けた休止資産の整理に伴い、平成３０年度に撤去費用及び除却費が増大しましたが、令和元年度はその必要がなく変化量としては減少となっています。「（２）水道用水供給事業の部」で、表の中段、営業費用の送水費で２億１，１５６万５，７８７円の減少ですが、これは大規模修繕工事が前年度よりも少なかったのでこの差が生じたということです。

７ページをお開きください。「資本的収支（４条予算）」の「（１）水道事業の部」の資本的収入で、出資金と国庫補助金が大きく増加しております。これは統合広域化に係る交付金対象事業が増えて、使用できる交付金が増えたため、工事を行った結果、数字が大きくなったということです。

同じページの右側に「参考１」として、各市域の状況をまとめていますが、９ページに円

グラフ化したものがありますので、お開き願います。左上の収益的収入の部で、全体の８割以上を給水収益が占めております。その下の収益的支出では、水色の原水及び浄水費が約半分でございますが、このうちの約８７％は、水道用水供給事業からの受水費、水を仕入れた分となります。その他の分は自己水源の浄水費ということです。右側は、資本的収入と支出ですが、上の水色・企業債の発行額に比べ、下の黄色・企業債償還金の額が上回り、償還残高である借金の総額は減っているということになります。

次の１０ページは、各市域別の決算状況でございます。御覧いただきたいのは左側中ほどに各市域別の純利益がございます。御覧のとおり全てのセグメントで黒字が確保されたということでございます。

次の１１ページは、水道用水供給事業の部になります。左上、収益的収入では、約９５％を給水料金が占め、受水事業体別の割合は記載のとおりです。千葉県企業局に売っている分もあって、その他は各市域に水を送っている分でございます。左下の収益的支出では、赤色部分が減価償却費で全体の約４２％です。これは現金支出を伴いませんので、内部留保資金ということになります。右側が、資本的収支です。企業債、出資金、内部留保資金の財源比率が示されております。

８ページにお戻りいただき、「参考２」を御覧ください。これは、市域ごとに前年度決算との比較を行った表でございますが、今回の決算は前年度と比べますと休止資産の整理という特殊事情があったということで、通常の営業数値が分かりづらいということでその旨の仕分けした上で、増減を表示しています。まず、左上から木更津市域セグメントは、水道事業収益が、９，７００万円余りの増でした。一方、水道事業費用は３，５００万円余りの増で、収入と費用の両方が増加した形になります。次は、休止資産の整理も含めた純利益ですが、前年度に比べて１億３千万円増加いたしまして４億３千万円余りとなっております。次に、君津市域でございます。水道事業収益が、５，３００万円余り減っております。ただ、水道事業費用は、１億４００万円余りの減となっておりますので、収益が減りましたがそれ以上にコストカットができているといことになっております。その結果純利益は、前年度より６，６００万円余り増え、２億１千万円余りとなりました。次に、富津市域ですが、水道事業収益は、８千万円余りの増加となっております。一方、水道事業費用は、１億６千万円余りの減となっております。なお、富津市セグメントにつきましては、平成３０年度の長期前受金戻入が約１０億円、事業費用が約２４億円と特に大きくなっていますが、これは休止資産の整理に伴う経理処理によるもので、小久保ダムをはじめとする休止資産を一般会計に譲渡したことによる特別損失などでございます。次に、袖ケ浦市域でございますが、水道事業収益は、７，２００万円余り増加しました。水道事業費用は、８，３００万円余り減少しました。最終的な純利益は、１億４，９００万円余りとなりました。

決算に関する説明は以上でございます。

なお、この決算につきましては監査委員に御審査を頂戴しております。お手元の決算審査意見書のとおり、決算報告書及び決算付属書類の計数は正確に処理され、経営成績及び財政状態を適正に表示しており、また、予算の執行についても概ね所期の目的に沿って行われているとの監査結果であったことを申し添えさせていただきます。

続いて、事業計画における進捗管理について、統合広域化基本計画と当年度決算との差ということでございますが、担当課長より説明いたします。

参事（総務企画課長）（平野和之君）　令和元年度決算の説明に続きまして、四市の水道事業における令和元年度決算と、君津地域水道事業統合広域化基本計画の財政シミュレーションとの比較について御説

明いたします。

別冊の参考資料のうち、「進捗管理」とインデックスを付けております、A３版縦の資料を御覧ください。

１ページが四市水道事業の集計ですので、こちらで説明をさせていただきます。まず、表の上段、縦書きの「基本事項」では、上から３段目の有収水量が計画に比べ３３万３千㎥減となりました。袖ケ浦市以外の三市で減量となり、需要者の節水意識の高まりなどに加え、令和元年の台風被害による広範囲かつ長期間の断水による影響も大きいと分析しています。次に表の２段目「収益的収支」では、収益的収入において計画比で約６，３００万円の増収となりました。これは営業収益において、有収水量減などによる給水収益の大幅減などで約１億５，５００万円の減額となったものの、営業外収益がその減額を上回る約２億１，８００万円の増額となったためです。差額の大きなところでは給水収益が約２億円の大幅減でありますが、これは有収水量の減のほか、平成３１年４月から料金改定を行った袖ケ浦市の改定幅を、計画策定時の想定よりも低く抑えたことにあると考えています。また、営業外収益としては、袖ケ浦市が改定幅抑制による減収をカバーするために従前から行っていた一般会計からの補助を継続したことで、他会計補助金が約９千万円の増額となったことなどです。

支出では、計画比で約１億６，３００万円の減額となりました。項目別に見て減額幅の大きなところでは、営業費用の修繕費で約１億１，６００万円は、執行差金のほか、富津市域で台風の影響により予定していた管路等の修繕工事を業者が受注できず、執行を見送らざるを得ないことになったもの、また、営業外費用の支払利息で約７，３００万円は、現下の低金利政策による企業債借入利率の低減によるものなどが挙げられます。これにより、表の最下段「純損益」を御覧いただきますと、計画に比べ２億２，６００万円増の約９億８，５００万円の純利益を計上することができました。

続いて表の３段目「資本的収支」では、まず下段の資本的支出を御説明いたしますと、合計が計画比で約７億７，４００万円の減額となっています。そのほとんどは建設改良費の減額によるもので、平成２７年度の統合広域化交付金の枠組変更により、給水人口１０万人以上の木更津市が交付対象から除外され、これに変わる運営基盤強化のための交付金を受けられるのが令和２年度以降になったことから対象となるメニューのない木更津市の令和元年度の事業量を調整したことによる減額となったものと考えています。一方、収入面では事業費の減額に伴い国庫補助金が減額となったものの、将来見込まれる資金需要に対応するため企業債借入を増やしたことなどで、合計が計画比で約５億２，７００万円の増額となり、表の最下段「資本的収支不足額」では約１３億円圧縮することとなりました。

最後に資金の状況等です。次年度への繰越留保資金は、補てん財源の表の最下段にありますように約５４億６，６００万円を確保し、計画比で２０億円近く増加することとなりました。これは計画策定後の決算実績が好調であったこと、また、令和元年度の資本的収支不足額の圧縮等により資金が増加したためです。一方、一番下にあります企業債未償還残高は、手持ち資金を充実させるため借入額を増やしたこと等により、計画比で３億９千万円増加し、約２６３億８千万円となりました。

総括いたしますと、純利益と繰越留保資金は計画を大きく上回り、現状での財政状況は概ね良好と言えますが、利益や資金の上積みは災害等の影響で事業が実施できなかったことによる側面もありますので、楽観視することなく今後も安定経営に努める必要があると分析しています。事業の進捗面では、建設改良事業費の執行額が大幅減となりましたが、広域化交付金制度との兼ね合いがあったことに加え、基本計画における管路更新事業は各市とも事業費を見込んでいるのみで、事業の具体的な年次計画が定められていないことから、この結果で大幅な進捗の遅れがあったとまでは言い切れないところです。

以上が、概要説明でございます。

２ページ以降には各市域の状況を添付しておりますので、後ほど御確認いただきたいと思います。なお、今回の決算では四市とも純利益を確保することができました。

今回の統合初年度の決算分析で、計画との乖離が生じている部分が見受けられました。現行の基本計画

による財政シミュレーションは、主に平成２２年度から２６年度までの５か年の実績による平均値を基に設定したことから、現況と異なってきており、今後は必要な投資整備を行いながら、計画に無い停電対策事業も進めていく必要があり、財政シミュレーションにも変更要素が見込まれます。こうした状況の中で、現行計画では令和６年度に木更津市を除く三市域で料金改定が予定されていますので、そのためには必要に応じた財政シミュレーションの再検証や修正を行うことについても検討してまいります。

以上で、令和元年度決算に基づく君津地域水道事業統合広域化基本計画との進捗状況についての説明を終わります。

議長（磯貝　清君）補足説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はございませんか。

議員（石井志郎君）はい。

議長（磯貝　清君）石井志郎君。

議員（石井志郎君）決算の認定に伴う質問の前に１点、御質問させていただきます。令和元年度かずさ水道広域連合企業団水道事業会計決算監査意見書の監査委員について、何点か御質問いたします。令和２年９月１８日付け、この意見書ですが、広域連合企業長宛の監査意見について、監査委員として渡辺務氏が署名されています。富津市議会では、４月の改選後に行われた５月臨時会後に新たな広域連合企業団議員として佐久間勇議員と私、石井志郎が選任され、選任届が提出されていると思います。そこで先程、議長からも渡辺務議員が４月に退任しているというような報告がありました。そこで議会選出監査として、５月の改選後に退任したと認識している渡辺務氏が監査役を承認していることを、御説明いただきたいと思います。本日配られた例月出納の結果についても、同じく渡辺務議員が６月以降も監査委員として署名をしているわけであります。そのへんのところを事務局より御説明いただきますでしょうか。広域連合企業団議員ではない渡辺務氏が監査委員の職を続けたことに対する御説明をいただきたいと思います。

事務局長（松上晴彦君）議長。

議長（磯貝　清君）はい。事務局長松上晴彦君。

事務局長（松上晴彦君）ただ今の御質問の渡辺議員の職務の遂行についての規則上の根拠ということで、今回、決算及び例月出納検査の方で意見を頂戴しました渡辺議員は、令和２年４月２４日をもって広域連合企業団議員の任期を終了されているということでございます。当企業団の規約では、後任者が選任されるまでの間は職務を行うことを妨げないという、そういった扱いが認められております。監査委員の欠員をですね、監査委員の職務の継続をさせて、終了になった等の途中で何かあった際にも対応できるようにということで特例的扱いとは規定上なりますが、こちらの根拠をもって、引き続き職務の方を継続していただいたということでございます。

議員（石井志郎君）はい。

議長（磯貝　清君）石井志郎君。

議員（石井志郎君）先日の説明でもお話を聞かせていただきました。かずさ水道広域連合企業団規約第９条の２、「広域連合企業団議員の任期は、当該構成団体の議会の議員としての任期による。」、第２項には「広域連合企業団議員が構成団体の議会の議員でなくなったときは、同時にその職を失う。」となっています。今回、渡辺務議員は富津市議会議員という職は失っておりません。ただ、４月に広域連合企業団の企業長名で選任の依頼が来ております。担当者はかずさ水道広域連合企業団総務企画課総務班新井敏之さんから富津市の方にその依頼文書が来ております。その後、富津市長より議会の方に選挙で選んでいただくということで、議

会としてみれば５月１２日に議長名で市の方に選任届を出しております。そういう状況の中で、先程ちょっとお話ありました、やむを得ない場合には選任を妨げないと言われております。速やかに監査委員を選任しなかったこと、例えば臨時議会を開いて監査委員の選任を行うことができたと思うのですが、そのへんのことはですね、これはちょっと非常に言いづらいのですが、事務局が、企業長並びに副企業長、あるいはこの議会の長である議長にその旨相談あるいはお話をしたかどうか、お聞かせいただけますか。

事務局長（松上晴彦君） 議長。

議長（磯貝　清君） はい。事務局長松上晴彦君。

事務局長（松上晴彦君） ただ今の経緯ということになりますが、大変その点につきましてはですね事務局の方では、法制度上、監査委員の欠員状態ではなくですね、連続性が認められているということと、御本人の方からも御承諾を頂戴してということになったんだと思うのですが、私どもといたしましては、継続をしていただけるこの流れになってしまったということに甘えてしまったという点はですね、非常に取り扱いの仕方としては軽率だったのかなと反省はさせてもらっています。確かにこの特例的な扱いであるという御指摘につきましては、それは確かにそうであろうという認識をもっております。その際には議会側にですね当然しかるべき説明はあって当然ではないかと思うんですが、事務局の方といたしましては、この制度運営に当たって慎重さを欠いたと。お叱りにつきましては、反論できませんので、議会側の方でですね、非常な混乱と御心配をおかけすることになったと、この点は深くお詫びを申し上げまして、今回の件は今後の運営の教訓ということで、しっかりとやっていきたいと思っております。どうも大変申し訳ございませんでした。

議員（石井志郎君） はい。

議長（磯貝　清君） 石井志郎君。

議員（石井志郎君） 今の事務局長がお話したとおりで、この問題をいつまでも追求するつもりはありません。なぜならば、これをいつまでも追求していれば決算の認定ができないということになってしまうわけなんでね。ただ、事務方としてみれば本当に二度とこのようなことがないように、十分に企業長、副企業長、部長という職があるわけですので、その方々の指示を仰ぎながら、広域連合企業団を運営していっていただければと思います。もう少し言いたいことはあるんですが、やはり、決め事は決め事でしっかり決めていただきたい。やっぱりルールに基づいて我々は各市からここへ派遣されて広域連合企業団の決算の認定をしなければならない、そういう中で、やはりその、このようなことが二度とないようにお願いして、この件は質問を終わらせていただきます。認定はする予定ですので、そのへんは御理解いただければと思います。

　続けて、企業団の決算の認定の中で１点お聞きしたいと思います。これは事前にお話してありますので回答していただけると思うのですが、今回、老朽管の布設・入替、漏水管の工事というものが、富津市だけではなくて袖ケ浦、君津市、木更津市というなかで地元の企業さんが日々努力してお仕事をしているわけなんですね。その中から、工事完了後、支払に半年の時間がかかっているっていうお話を聞いたんですね。県の支払規則に準じていると思うんですが、その半年も支払に時間を要するっていうことがもし真実ならば、これは非常にいけないことだと思うんですね。そのために業者さんは個別に融資を受けて支払等に回さなきゃいけないという現実があったわけなんですが、そのへんは令和元年度どのように認識していて、結果どうだったのか。それがまさか令和２年度になってもそういう事例がないというふうに信じたいのですが、そのへんをお答えいただきたいと思います。

浄水2課長（石井秀幸君） 議長。

議長（磯貝　清君） はい。浄水２課長石井秀幸君。

浄水2課長（石井秀幸君） 昨年度は、統合初年度ということもあり事務手続に不慣れなところもありました。漏水修繕ですが、漏水通報により木更津市・君津市はサービスセンター、富津市・袖ケ浦市は管工事業協同組合が当番制で漏水修繕を実施しております。工事の大小はありますが、履行期間を概ね２、３ヶ月とって、その後精算して支払の手続をしています。今年度は速やかに支払手続を進めております。現在、サービスセンター及び管工事業協同組合で漏水等のバックアップ体制の強化に向けて進めているところでございます。今年度は、遅れはございません。

議員（石井志郎君） はい。

議長（磯貝　清君） 石井志郎君。

議員（石井志郎君） もう一度要約してお答えいただきたいのですが、令和元年度では支払が長期化していたということをお認めになって、令和２年度では支払が規程どおりに支払われているということでよろしいんでしょうか。実は、令和２年度に入っても支払が遅延しているっていうふうにお聞きしているんですがそのへんはいかがでしょうか。

浄水2課長（石井秀幸君） 議長。

議長（磯貝　清君） はい。浄水２課長石井秀幸君。

浄水2課長（石井秀幸君） 令和２年度においても業者の方から完成の書類が上がって速やかに支払を行っているのを確認しております。

議員（石井志郎君） はい。

議長（磯貝　清君） 石井志郎君。

議員（石井志郎君） 私の耳に入ったのと少し違っておりますが、事務方でそのような対応をしていただけるんだったら結構なのですが。やはりこういう時期でなかなか業者さんも職人も集まらない、そういう中で老朽管の工事や漏水の工事、そういうものを業者さんは手分けしながらやっているわけでございます。そのようなことが二度と無いように、今後御注意していただきまして、速やかな支払ができるように御尽力いただければと思っています。以上で終わります。

議員（佐久間勇君） はい。

議長（磯貝　清君） 佐久間勇君。

議員（佐久間勇君） 一点、質問したいと思います。決算報告書の概要の２ページですけど、営業収益のうちの消火栓維持管理負担金についてお聞きします。これは火災があった場合、消火栓を開栓して地下水等を四市がそれぞれ使うと思うのですが、この負担金の算出根拠と各市の負担額が分かりましたら教えてください。

工務2課長（高木勝義君） 議長。

議長（磯貝　清君） はい。工務２課長高木勝義君。

工務2課長（高木勝義君） 配水管更新工事を実施する際に、既設の消火栓があった場合に、消火栓を更新することになっております。消火栓を更新したものについて各市から負担金をいただております。申し訳ございませんが、各市の金額は把握しておりません。

議員（佐久間勇君） はい。

議長（磯貝　清君） 佐久間勇君。

議員（佐久間勇君） これは消火栓を更新するときの負担金ということで分かりましたけど、質問が違ったかもしれませんけれども、消火栓から水を火災で使いますよね、その時には料金メー

ターは付いていませんから、その火災について水道水を使ったということの応分の負担みたいなものは取っていないのですか。

浄水2課長（石井秀幸君） 議長。

議長（磯貝　清君） はい。浄水２課長石井秀幸君。

浄水2課長（石井秀幸君） ここの消火栓維持管理負担金というのは、各市で消火栓の不具合の修繕を行った時の維持管理に関わる費用として各市から負担金をもらっているものです。火災等に関わる水道料金については徴収しておりません。減免扱いでお金は取っていません。

議員（佐久間勇君） 分かりました。

議員（竹内伸江君） はい。

議長（磯貝　清君） 竹内伸江君。

議員（竹内伸江君） ただ今の説明、また、決算書に目を通しまして、給水収益を上げるということは大変なことだと思いました。でもその中で、昨年度は大きな台風もあり、また、事業体としても初年度ということもありますが、大型需要者に対してのある程度のアプローチ、また、営業活動は必要ではないかと思います。そのへんの取組をお聞かせいただければと思います。

事務局長（松上晴彦君） 議長。

議長（磯貝　清君） はい。事務局長松上晴彦君。

事務局長（松上晴彦君） 給水収益が伸びるかなんですが、ただ待っているだけではなくて呼びかける必要があるだろうとの御指摘かと思います。私も全くでその通りだと思っております。そこまで営業活動に回るほどの余力がございませんが、先生の御指摘は誠にその通りだと思いますしその認識を持っております。今後の体制整備の中でもうちょっと営業的な取組はできないかと思っております。

議員（竹内伸江君） はい。

議長（磯貝　清君） 竹内伸江君。

議員（竹内伸江君） 私も木更津市域のことしか分からない状況ですけれども、例えば、三井アウトレットパークが５年前に増床した際に、当時、木更津市の担当が水道水をもうちょっと使ってほしいというようなアプローチをしているんですね。あそこは地下水をだいぶ使っているようで、具体的に５年前のアプローチで年間３万トン使っていただけないかと。相手側はとても厳しい数値ですみたいな質疑があるんです。全体的に企業団として大きな形になりましたので、今事務局長が言われたように今後検討してもらいたいと思いました。

議員（近藤　忍君） はい。

議長（磯貝　清君） 近藤　忍君。

議員（近藤　忍君） 先程、石井議員の方から支払が遅いというような旨の御指摘がありましたが、今回、広域連合となって初年度決算ということで、広域連合が発足する段階で発注ロット単位での業者選定にするのか、四市統一名簿にするのかが決まらないまま発足して、なかなか当初のスタートから遅れたという事情は把握してはいるのですが、工事が出るのが遅い、分かりやすく言えば、単年度で消化しなければならないものを４月、５月、６月にほぼ仕事がやってなかったというような実態を聞いているところです。令和元年度中の改良工事等で最初の発注というのはいつぐらいだったのかなということを教えてください。

工務2課長（高木勝義君） 議長。

議長（磯貝　清君） はい。工務２課長高木勝義君。

工務2課長（高木勝義君） 令和元年度におきまして、最初の工事請負契約日が６月２４日となっております。

議員(近藤　忍君)はい。

議長(磯貝　清君)近藤　忍君。

議員(近藤　忍君)６月２４日ということになりますと、業者はそれから施工計画書を出したり内容承諾を取ったりして、着手できるのが７月の中旬くらい、季節の良い時季が終わって、熱中症の危険になるような時季になってやっと仕事ができるというような事態。また、当然その差は年度末に負荷として出てくると思うんですが、それについて、元年度の決算は翌年度に対して生かしていくというものだと思いますんで、その視点で質問させていただいています。そのあたりについて令和２年度の対応というのはしっかりと改良できていて、年度当初から仕事ができるようになっているのか、そのようにもっていくことはできるのでしょうか。

工務2課長(高木勝義君)議長。

議長(磯貝　清君)はい。工務２課長高木勝義君。

工務2課長(高木勝義君)令和２年度におきまして、まず、令和元年度の年度末、当該年度の精算業務等もありながら翌年度の執行準備を進めることで早期発注に努めました。また、来年度につきましては、今年度実施設計業務をより多く実施しておりますので早期発注ができるのではないかと見込んでおります。

議員(近藤　忍君)はい。

議長(磯貝　清君)近藤　忍君。

議員(近藤　忍君)確かに早期発注も重要な要素ですが、もう一つは当該年度工事を単年度で終わらせないことができるものであれば、例えば補助金がらみで、その当該年度中に支払を行って完成を認めなければ、全体を完成させなければ認められないとなれば当然、当該年度工事になるんでしょうけれども、その補助の一部っていうことであれば、補助部分だけを完成させて、広域連合の単独事業費である分については、それを繰り越して４月、５月に仕事を行い６月とか７月に竣工させるということで全体に仕事の平準化ができるのではないかと。これは業者だけではなくて、こちらの広域連合の職員も先程の説明ですと基本計画で１０６名位のところが８８名まで縮減できて人件費が浮いているということにつながり、すばらしい効果であると思うんですが、その分職員には発注業務と精算業務の負担が重なってきているんじゃないかと思うんですよ。ですから、業者にとっても職員にとってもそのような対策というのは速やかに行うべきではないかと思うんですが。その取組についてどのような状況にあるのか御説明いただければと思います。

工務2課長(高木勝義君)議長。

議長(磯貝　清君)はい。工務２課長高木勝義君。

工務2課長(高木勝義君)令和３年度の予算編成において、予定している工事のうち、何本かについて債務負担行為を設定することで、年度またぎで施工できるような取組を試行的に実施できるように千葉県と協議しております。

議員(近藤　忍君)はい。

議長(磯貝　清君)近藤　忍君。

議員(近藤　忍君)元年度の決算でちょっと言い過ぎなところもあるかもしれませんが、現在まだ令和２年度の工事をやっているところですよね、今の話でありますと令和３年度工事について取り扱うということですが、当該年度からできるものについては取り組んでいくべきではないかなと考えております。例えば全体が単費であれば、それこそ１月とか２月に発注して、仕事そのものが翌年度やることになっても、会計原則として単年度ということが原則であることは百も承知なのですが、そうは言ってもそれが法的に全て認められてないわけではな

いわけですから、そのようなことも当年度から取り組むべきではないかと思うのですがそのへんはいかがでしょうか。

工務2課長（高木勝義君） 議長。

議長（磯貝　清君） はい。工務２課長高木勝義君。

工務2課長（高木勝義君） 今年度の事業はほぼ発注済みでございます。工期につきましても現在、３月末工期で進んでいるところでございますが、何かしらの要因で事業が３月末で終わらないものにつきましては、業者と協議の上、４月以降に繰越という形も考えられるのかなと思っております。

議員（近藤　忍君） はい。

議長（磯貝　清君） 近藤　忍君。

議員（近藤　忍君） 無理に逆に単年度で終わらせることではなく、平準化できるように、それが前提となっていけたらなと思いますのでよろしくお願いいたします。

あともう一個、国庫補助金等がだいぶ増えておりまして、多分、事業量が増えていると思うのですよ。そうすると今までと同じような発注ロットでいくと、件数がかなり膨大になり、先程、職員が実施設計を増やしてと聞きましたが、設計本数も工事本数も発注本数もその全てが増えてやはりかなり大変になるんだろうなと予想されるなと。自分の市でも言ってるんですけど、発注ロットをもう少し見直して、ある程度まとめて出すことによって、職員の負担も減りますし、工事業者もまとまったロットでやった方が、用具の使い分けとか機械の使い分けとかある程度幅が出てくるので、そっちの方が楽じゃないかと思うところがあるんですが。ロットの拡大についての取組というかどのように研究されているんでしょうか。

工務2課長（高木勝義君） 議長。

議長（磯貝　清君） はい。工務２課長高木勝義君。

工務2課長（高木勝義君） 発注ロットの拡大につきましては、統合してからかなり工事本数が増えている状況でございますので、なるべく工事本数を減らすために、当初は２本で発注する予定としていた工事をまとめて、つまり２本で発注するものを１本として発注することで対応しております。令和元年度では２件でございましたが、令和２年度は６件実施しておりまして、令和３年度についてもそのような形で実施していきたいと思っております。

議員（近藤　忍君） はい。

議長（磯貝　清君） 近藤　忍君。

議員（近藤　忍君） 地元の業者で受注機会を奪われるようなことであれば問題だと思いますが、逆に手が回らないという話もことも聞かれることもありますので、そのあたりは業界と相談されたうえでの御検討をお願いいたします。

最後に一点ですが、台風 15 号の関係で停電対応措置等が多く行われ、昨年の予算の時も話したんですが、それは今後の料金改定の影響が出てくる部分ではないかという中で、この災害対応について今回当初の基本計画に無かった部分を新たに取り組む方向で進んでいったわけですが、その資金的なものについては今後どのようにして検討していくのかというような話でしたので、それからほぼ一年近く経っていますので、方向性が見えていましたら御説明いただけたらと思います。

事務局長（松上晴彦君） 議長。

議長（磯貝　清君） はい。事務局長松上晴彦君。

事務局長（松上晴彦君） この場で詳しいことがお答えできれば一番良いのですが、令和元年度の結果等を踏まえてですね、様々な問題点があるということは認識しておりまして、予算編

成をこれから考えていく中で、中でも、人数の問題等々、統合広域化基本計画で考えていた前提とですね、違う現実にかなり私どもは来てしまっているところが正直なところでございまして、まずは次の予算編成、さらには統合広域化基本計画にございますように、経営ビジョンをですね、令和５年度を目途に作ることがございますので、そういった取組の中でですね、様々な問題の調整を付けていかなければならないと思いますので、議員の先生方にもいろいろまた御相談することもあると思いますが、現時点では、申し訳ありませんけれどもあまり詳細な取組はちょっと申し上げる段階ではありません。申し訳ありません。

議員（近藤　忍君） 了解です。

議員（須永和良君） はい。

議長（磯貝　清君） 須永和良君。

議員（須永和良君） 全体を通しても黒字が出ていますし、市域ごとに見てもそれぞれ黒字になっていると思うんですが、これは広域化した効果が出たということなのか、それとも広域化の前に料金改定してるところもあると思うんですが、料金改定の効果なのか、どちらの効果が大きかったとお考えでしょうか。

参事（総務企画課長）（平野和之君） 議長。

議長（磯貝　清君） はい。総務企画課参事平野和之君。

参事（総務企画課長）（平野和之君） まず、元年度決算を見まして四市黒字が出ているのですが、こちらにつきましては料金改定の効果ということで、統合前に改定を行った富津市及び袖ケ浦市セグメントにおける効果が現れていると考えています。

広域化の効果につきましては、初年度は統合のためのスタートアップの費用が発生する年でありましたので、どのような効果が出たかということについては次の決算等を比較してみて分析する必要があると思いますが、現状で申し上げられるものとしましては、事業統合により先程から話も出ておりますが、統合前より職員数が減少しており、ある程度人件費が抑えられていることは統合広域化の効果と言えると考えています。また、水道事業会計の資本的収入では、先程の事務局長の国庫補助金の説明でありましたが、約３億８千万円を新たに広域化事業の交付金として活用することができました。

今後は、統合効果としてシステム統合等による維持費の削減や、施設の統廃合による減価償却費等の低減などの効果が発現すると考えられます。また、最終的に令和１１年度からの会計の一元化が実現すれば、５団体の事務が統一され、更なる事業効率化による統合効果が期待できると考えております。

議員（須永　和良君） はい。

議長（磯貝　清君） 須永和良君。

議員（須永　和良君） 分かりました。ではこの黒字をずっと続けて欲しいと思うんですが、この黒字をどのような形で市民に還元していくのでしょうか。また、先程ちょっと料金改定の予定の話をされていましたけど、今後の料金改定の予定、分かっていることを教えてもらえればと思うんですが。

参事（総務企画課長）（平野和之君） 議長。

議長（磯貝　清君） はい。総務企画課参事平野和之君。

参事（総務企画課長）（平野和之君） まず、３条収益的収支について、一般に公営企業である水道事業の黒字につきましては、建設改良事業などの投資部門における財源となります。建設事業には交付金や一般会計からの出資金などの財源も充当しますが、それ以外の財源は企業債か内部留保で確保する必要があるということで、黒字につきましては先程の四市別々で減債積

立や建設改良積立というように、用途によって使い分ける形で積み立てております。

平成２９年度に策定した統合広域化基本計画では、配水管延長のうち木更津市は 42.4%、君津市は 56.2%、富津市は 49.2%、袖ケ浦市は 11.2%が老朽管でありまして、木更津市と袖ケ浦市は統合後２０年間で、君津市と富津市は３０年間で更新していくという計画となっております。

また、計画にはない停電対策での自家発電設備の整備なども進めていく必要がございますので、依然として水需要の伸びは期待できない状況となっている中、統合広域化基本計画では木更津市を除く三市域が令和６年度から料金改定をする予定であり、継続的に黒字が生じる場合はこの料金改定幅を計画より抑えられる可能性もありますので、今後も効率経営に努めてまいりたいと考えております。

また、料金改定の予定ということでございますが、令和６年度からの料金改定をする場合、令和５年度中の議会、１１月議会に料金改定の条例改正を出していかなければならないということで、４年から５年にかけて水道審議会等で料金の改定について検討していただく必要がございます。そのためには、来年度から水道ビジョンの中でどのくらいの費用が必要かなどそういう財政シミュレーションを行いながら料金改定案を決めて、各市の水道審議会の委員さんも出てきておりますので、そのような方に示しながら決めさせていただきたいと考えております。

議員（須永和良君）はい。

議長（磯貝　清君）須永和良君。

議員（須永和良君）分かりました。料金改定は市民に痛みを伴って黒字になった訳ですよね。統合っていうのは行政努力の部分もあると思うんですけど、やはり統合して効率化して黒字が出たのに料金改定でなんでこんなに増額されるんだっていうのは、率直に意見として出てきやすいと思うんですね。ただ、なるべく大変ですけども令和６年からの料金改定のときに増額を抑えられるように出た利益を全部投資関係で使うんではなくてなんとかこうより効率化で使うような形でやっていっていただけたらなと思います。以上です。

議員（石井志郎君）はい。

議長（磯貝　清君）石井志郎君。

議員（石井志郎君）今の須永議員の質問に関連してちょっと聞きたいんですが、監査の意見書の１２ページと１３ページを見ていただきたいんですが、このように分かりやすく見させていだいて、富津市の場合も２０ミリ管で四市の中で君津、木更津、袖ケ浦と２０ミリ管は基本で倍近くなっています。確かに富津市の場合は広域化する前から水道料金が高かったわけですね。今のお話で今後１０年間は単独セグメントでやって１０年後、２０３０年から料金を統一していくようなお話をしていましたが、これだけ料金体系がずれてるという、結局これは単年度決算、令和元年度決算の中で出てくる数字なんですが、これをいかにしてやるってことが、何年かかるか分かりませんけどそのへんなところで市民感情的にこういう資料が出たときに富津市高いなとかそういうことが我々の耳に入ってくるんですが、そのへんのこの料金体制の調整ってのは１０年間でこれだけのものが果たしてできるのかっていうのは危惧してるんですが、そのへんの考え方はいかがでしょうか。

事務局長（松上晴彦君）議長。

議長（磯貝　清君）はい。事務局長松上晴彦君。

事務局長（松上晴彦君）ただ今の御指摘の通り、確かにこの水道料金の体系をどうするのかというのはこの先の大問題だとそのような認識を持っております。水道料金体系の考え方、一

般的な説明ということでお聞きいただきたいんですが、要はどのへんを高くしてどのへんを安くするかというのが水道料金の考え方で色々ございます。少なく使用する人の単価を安くして、多く使う人の単価を高くする。これは従来一般的なやり方であったんですけれども、現在の利用実態を見ながら値上げするにしてもですね、いきなり多くの方が負担を感じない体系、料金体系とは何かということを見極めをしながら考えなければならないだろうということで、今後のビジョン等を作る中で、現在の利用実態に照らしましてどのような体系で統合化していくのがよいのかというのはしっかりと考えなければならないというように思っております。

議員（石井志郎君） はい。

議長（磯貝　清君） 石井志郎君。

議員（石井志郎君） 参集の皆さんにはお叱りを受けるかもしれませんが、富津市で広域化をするときに私は大賛成させていただきました。老朽管の改良工事、また、水道料金が四市で平均化されるというので我々富津としてみれば非常に期待したところであります。そういう中でこのような現実というものが市民にやっぱり知れ渡って、要するに何しなきゃいけないかってことが非常に厳しい状況になるかもしれない、それには企業団の職員の皆様、また、我々議会もしっかり覚悟を決めてやらなければならないと思うのですが、そのへんのところをもう一度今後のスケジュールですね、どのようになるか教えていただけないでしょうか。

事務局長（松上晴彦君） 議長。

議長（磯貝　清君） はい。事務局長松上晴彦君。

事務局長（松上晴彦君） 最終的な形に一気に持って行けるかっていうのは少し疑問があるところはあるんですが、ただ、少なくとも次の経営ビジョンを作るとされる令和５年度までにですね、ある程度の方向性は示したうえで、それで次回の料金改定の御説明をしないとなかなか利用者の皆様からですね理解は得にくいのではないかと事務局の方も認識を持っています。ですから、そこの段階までには、一気に変えられるようであれば一番理想ですが、それが難しければ何度かステップを踏むのかということも含めて、検討作業をやっていくことになろうかと思います。

議員（石井志郎君） はい。

議長（磯貝　清君） 石井志郎君。

議員（石井志郎君） 先程、富津市の老朽管の話をしました。老朽管の大規模破損というのがありまして、天羽地区では一集落どころか地域、天羽地区半分位が断水するようなことがありました。やっぱりその事故が起きる場所と規模によって違うと思うんですが、たまたま佐貫地区でも続けて引込線の漏水が出て広域水道企業団の職員が来て現場管理していただいているんですが、業者さんが来て工事の指示が出るまでいじれないんですね。そうすると、例えば富津市と君津市の場合に違うのは、一番奥のところまで木更津市の広域水道企業団の事務所から出動した場合、下手すると一時間近くかかってしまうんじゃないかと思うんですね。そういう場合の事故の対応の仕方、また、そういう場合に今後各地域に職員が駐在して対応ができるようにするのかっていうのも必要かとも思うんですが、そのへんの考え方をちょっとお聞かせいただければと思います。

浄水2課長（石井秀幸君） 議長。

議長（磯貝　清君） はい。浄水２課長石井秀幸君。

浄水2課長（石井秀幸君） 各市域の漏水車両には ETC が付いておりまして、例えば富津市域であれば高速でいけるように ETC カードを持たせております。当然、木更津から職員が行きま

すので現地までの時間は多少かかりますが、先程申したとおり、富津と袖ケ浦は当番制で業者がいるので、そこに市民から通報があったら、その当番業者にうちの方の職員から連絡をして、まず当番業者に先に現場に行ってもらい、その間に職員が向かいます。当然ながら高速道路などを使って現地の方に入っていきます。業者の方もそれなりの準備をして現地の方に向かうことになります。例えば修繕資材なども各市の浄水場に修繕材料をストックしてございますので、時間はかかりますが、以前と変わらず施工を行っております。

議員（石井志郎君） はい。

議長（磯貝　清君） 石井志郎君。

議員（石井志郎君） ありがとうございました。本当にライフラインの中で電気、水道が市民生活にとって重要だと思います。そのへんのところはですね今後しっかり対応していただければと思います。以上です。

議員（斉藤高根君） はい。

議長（磯貝　清君） 斉藤高根君。

議員（斉藤高根君） 決算の中で、効率化とかそのような話がいろいろ言われてきました。決算についてですから昨年度のことなんですけれども、実際には今年度、今まで水道が普及されていなかった地域に水道が引かれたと。その中で、涙を流して喜んだ方がいらっしゃいます。雨が降ると井戸水が茶色に濁って透明な風呂に入れなかったと。これこそ市民サービス、行政の役割だと思います。ところがその５０戸１００人という決まりがある中で、私の家は結構ですよと、百何十万円も家の中に引き込むにはお金がないですよと。そうだったら子供の所に行っちゃう。こういう話も聞かれるんです。さて、公営企業が一年間このような運営をした中で、どのようにそういった未普及の地域に対して、どのような考えを持っているのか聞きたいと思います。よろしくお願いします。

事務局長（松上晴彦君） 議長。

議長（磯貝　清君） はい。事務局長松上晴彦君。

事務局長（松上晴彦君） 未普及地域の問題につきましては、大変悩ましいことは事実でございます。そもそも集落の密度が少ない地域に新たな投資をすれば、そこの路線単体で回収できるようなことは当然難しいことになってはきます。ただ、この水道事業というのが、採算性だけで語れなくて、元々は公衆衛生、やはりその疫病等が出ないようにこういうものを作っていく。ですから、もし採算性だけで語ってしまいますと、そこの地域の水は悪くて、コレラ等の感染症が蔓延してしまえば、その分、行政のコストがかかってくるということを総合的に考えていかざるを得ないということになります。新しく引いた地区につきましては、様々な方法で早期の加入を求めて、少しでも採算性のあるルートになるように努力していくしかないんじゃないのかなと考えております。

議員（斉藤高根君） はい。

議長（磯貝　清君） 斉藤高根君。

議員（斉藤高根君） 採算性でいうと非常に苦しいと思います。これから先は、今度はまた、当初予算があるので、次は、その地域については予算の関係でも聞いていきたいと思います。以上です。

議長（磯貝　清君） 他にありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（磯貝　清君） はい。ないものと認め、質疑を打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（磯貝　清君）はい。ないものと認め討論を打ち切ります。

議長（磯貝　清君）これより議案第４号について採決を行います。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手全員）

議長（磯貝　清君）挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり認定されました。

議長（磯貝　清君）議案第５号を議題といたします。地方自治法第１１７条の規程により、石井志郎議員の退席を求めます。

（石井志郎議員　退席）

議長（磯貝　清君）本案の提案理由の補足説明を求めます。

事務局長（松上晴彦君）議長。

議長（磯貝　清君）事務局長松上晴彦君。

事務局長（松上晴彦君）それでは、議案第５号「監査委員の選任について」の補足説明を申し上げます。

議案書１５ページを御覧ください。本案は、監査委員の選任について御同意をお願いするものでございます。広域連合企業団議会から石井志郎議員を選任したいと考えております。

なにとぞ御同意を頂戴いたしますようお願い申し上げます。

議長（磯貝　清君）お諮りいたします。本案は質疑と討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（磯貝　清君）御異議ないものと認めます。

お諮りします。

本案を原案のとおり同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手全員）

議長（磯貝　清君）挙手全員。

よって本案は原案のとおり同意されました。石井議員の入場を認めます。

（石井志郎議員　入場）

議長（磯貝　清君）ここで、監査委員に選任されました石井志郎議員から御挨拶をいただきたいと存じます。

議員（石井志郎君）ただ今、監査委員に選任されました石井志郎でございます。先より、監査委員を務めておられる多田委員とともに、監査の必要性、重要性を深く認識し、微力ではございますが、誠実かつ公正な立場から、監査委員の職務を全うして参りたいと存じておりますので、前監査の残任期間までではございますが、どうぞよろしくお願い申し上げ、就任の挨拶といたします。よろしくお願い申し上げます。

議長（磯貝　清君）次に報告第１号について、事務局から報告願います。

事務局長（松上晴彦君）議長。

議長（磯貝　清君）はい。事務局長松上晴彦君。

事務局長（松上晴彦君）報告第１号「令和元年度かずさ水道広域連合企業団水道事業会計予算繰越計算書について」の補足説明いたします。

議案書１７ページをお開きください。本件は、地方公営企業法第２６条第１項及び第２項の規定によりまして、令和元年度予算の一部を令和２年度に繰越を行ったもので、同条第３

項の規定によりその旨を議会に報告しようとするものでございます。繰越対象事業につきましては､他団体が施工する工事の影響等により建設改良繰越となった事業が水道事業で６件、水道用水供給事業で１件の計７件、台風及び新型コロナウィルス感染症の影響により事故繰越となった事業が水道用水供給事業の２件で、合計９件でございます。

繰越の内容ですが、１９ページをお開きください。水道事業の部におきまして、資本的支出のうち建設改良費で、計算書の中ほどの列、「翌年度繰越額」の欄がございます、この一番下に記載する５,５１７万６千円を繰り越ししました。

２１ページをお開きください。水道用水供給事業の部におきまして、資本的支出のうち建設改良費で、上の表の中ほど、「翌年度繰越額」の欄に記載する１億６，３１４万９千円を、また、同じく下の表の中ほど、「翌年度繰越額」の欄の一番下の行に記載があります７億２，５５２万１，５００円、合計で８億８，８６７万５００円を繰り越ししました。説明は以上でございます。

議長(磯貝　清君) 報告第１号については、ただ今の報告により、御了承願います。

議長(磯貝　清君) 次に報告第２号について、事務局から報告願います。

事務局長(松上晴彦君) 議長。

議長(磯貝　清君) はい。事務局長松上晴彦君。

事務局長(松上晴彦君) 報告第２号「令和元年度 かずさ水道広域連合企業団水道事業会計決算に基づく資金不足比率について」補足説明をさせていただきます。

議案書の２３ページを御覧ください。これは、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」第２２条第１項の規定によりまして、決算に基づいて算定した資金不足比率を、監査委員の意見を付けて議会に報告しようとするものでございます。

２５ページをお開きください。水道事業、水道用水供給事業ともに、表に記載のとおり、資金不足は生じておりませんので横バーで表記しております。算定に当たりましては、お手元に算出してございます流動負債から流動資産を差し引く構造となっております。１年以内に支払う必要のある負債つまり流動負債が、流動資産を上回ると計算結果がプラスの数値となります。これが２０％を超えると財務状態が健全ではないという判断になります。なお、当企業団におきましては、数値がマイナス、流動資産が大きい状態でありますので健全化では問題が無い状態となります。

なお、２７ページ以降「令和元年度かずさ水道広域連合企業団水道事業会計経営健全化審査意見書」がありまして、３１ページ、３の審査の結果にありますとおり、資金不足比率とその算定基礎となる書類が法令に適合し、かつ正確であるとの意見を頂戴しております。説明は以上でございます。

議長(磯貝　清君) 報告第２号については、ただ今の報告により、御了承願います。

議長(磯貝　清君) 以上をもちまして、今期定例会に付議されました案件の全部を議了いたしました。

議長(磯貝　清君) ほかに事務局から何かありますか。

参事(総務企画課長)(平野和之君) 議長。

議長(磯貝　清君) はい。総務企画課参事平野和之君。

参事(総務企画課長)(平野和之君) 事務局から報告したい案件が２件あります。

一つめは、災害対策に係る事業の報告で、令和元年の台風による断水被害の教訓からその対策として自家発電設備の設置を行うもので、この事業費は統合広域化基本計画には見込んでいないことから、今後の見込みを報告させていただきます。まず、用水供給事業ですが、

自家発が無いポンプ場が６機場のうち３機場あり、これらに新規に設置するものとして令和３年度からの１０年間で概算事業費は約８億８千万円を見込んでいます。次に水道事業ですが、君津市、富津市、袖ケ浦市で新規に設置を見込んでおり、君津市は令和２年度から１０年度までの計画で、概算事業費が約３億５，８００万円、富津市は３年度までの計画で、約６，８００万円、袖ケ浦市は４年度までの計画で、約３，１００万円、合計４億５，７００万円となっており、用水供給事業を含めた総事業費は１３億３，７００万円となります。このうち令和２年度分の事業については、２年度に限って国から４分の１の交付金措置がなされ、残りの事業費の２分の１が出資対象となりますので、それぞれの市に出資をお願いしたところです。また、令和３年度以降の事業については、国の交付金が時限措置のため対象ではありませんので、事業費の２分の１が出資対象で残りが自己財源で支出することとなります。国の交付金については、千葉県が令和３年度以降の継続を強く要望しているほか、千葉県独自の補助制度も検討しているとのことでしたので注視していきたいと思います。

２つ目の報告は、「水道審議会」の開催状況等です。

ただ今、資料をお配りいたしますので、少しお待ちください。

（資料配付）

「水道審議会」については、「水道審議会条例」に基づき学識経験者と水道使用者から委員を選出いたしまして、８月に初めての水道審議会を開催いたしました。委嘱をさせていただいた委員の選定につきましては、お配りした名簿を御覧ください。学識経験者として、経営学に精通し、千葉県内の水道事業にもお詳しい作新学院大学名誉教授の太田正先生、地震などの災害対策に精通しておられる千葉大学大学院教授の丸山喜久先生、水道事業全般に知見を有しておられる公益社団法人日本水道協会職員の剣持光信委員の３名にお願いいたしました。水道使用者の代表は、候補者の推薦を各市にお願いしまして、各市３名ずつ選出していただきました。人選は、女性委員を積極的に選任したい意向を伝えた上で各市にお任せ致しました。名簿で「水道の使用者」とした１２名が各市からの推薦により委員として委嘱した方々となります。最後に８月に開催した水道審議会の内容ですが、会長、副会長の選出のほか、「君津地域水道事業統合広域化基本計画」の説明と「令和元年台風１５号・１９号対応に関する報告書」についてご意見等を頂き、台風の報告書の取りまとめを行いました。なお、今後の水道審議会については、統合広域化基本計画の進捗管理や同計画にある令和６年度の料金改定について意見を伺うことを考えております。

報告は以上となります。

広 域 連 合 企 業 長 あ い さ つ

議長（磯貝　清君）ここで、広域連合企業長から閉会の御挨拶があります。

広域連合企業長（渡辺芳邦君）　議長。

議長（磯貝　清君）はい、渡辺広域連合企業長。

広域連合企業長（渡辺芳邦君）それでは閉会に当たりまして、一言、お礼の御挨拶を申し上げます。

本定例会に提案いたしました議案につきましては、原案どおり可決いただき、誠にありがと

うございました。
　今後とも、議員皆様の御指導とお力添えをお願い申し上げ、閉会に当たっての挨拶とさせていただきます。
　本日は、ありがとうございました。

閉　　　　　　会

議長（磯貝　清君） これをもちまして、令和２年１１月かずさ水道広域連合企業団議会定例会を閉会いたします。皆さんお疲れ様でした。

（ 令和2年11月16日　　午後3時56分）

以上、会議の次第を記載し、その相違ないことを証するために署名する。

令和２年１１月１６日

かずさ水道広域連合企業団議会議長　　　磯　　貝　　　　清

同　　会議録署名議員　　　笹　　生　　　　猛

同　　会議録署名議員　　　座　　親　　政　　彦